

第90回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月23日（金曜日）
午前10時
（当日は、午前9時より受付を開始します。）

開催場所 東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン(株)本社 1階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

当社は、改正会社法の施行に伴い、本定時株主総会から株主総会資料の電子提供制度を導入しましたが、株主さまの混乱を避け、ご不便の無いようにといった観点から書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りしています。なお、次回以降の株主総会資料について、送付形式が決まり次第、適切な方法にて株主さまにご案内差し上げる予定です。

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意はございません。

目次

第90回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内 （株主総会参考書類）	4
第1号議案 剰余金の配当の件	9
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件	10
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	19
事業報告	32
連結計算書類	63
計算書類	67
監査報告書	69
会場ご案内図	

証券コード6770
2023年6月 2日
(電子提供措置の開始日 2023年5月26日)

株主各位

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン株式会社
代表取締役
社長執行役員 CEO 栗山年弘

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.alpsalpine.com/j/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アルプスアルパイン」又は「コード」に当社証券コード「6770」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

本招集ご通知については、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主さまに送付する交付書面を、全ての株主さまに対して送付することとしています。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は郵送によって議決権を行使することができませんので、「株主総会参考書類」をご検討いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日(金曜日) 午前10時
(午前9時 受付開始予定)
2. 場 所 東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン(株)本社 1階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
- ・報告事項 1) 第90期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2) 第90期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件
 - ・決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

4頁～5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. 株主さまへお送りする書面についてのご案内

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしますが、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」については、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、当該書面に記載していません。

従いまして、当該書面は、監査報告を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類又は計算書類の一部です。

本招集ご通知及び電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)に修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

※株主さまへのお願い(必ずご一読ください。)

- 1) 株主総会にご来場いただく株主さまは、ご自身及び周囲の感染予防の配慮をお願いいたします。
- 2) 会場の座席は、安全を配慮し、ご用意できる座席が限られています。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りさせていただく場合があります。
- 3) 本年はご出席株主さまへのペットボトル飲料のご提供やお土産の配布はしません。
- 4) 株主さまの安全面にご配慮したうえで株主総会を開催するため、当社ウェブサイトのお問い合わせ欄をご活用いただき、事前に本総会の「議案等に関するご質問」、当社経営陣へのご意見・ご質問などをお寄せ

ください。

<https://www.alpsalpine.com/j/common/inquiry.html>

株主さまのご関心の高い事項につきましては、株主総会や当社ウェブサイトにおいて取りあげさせていただきます予定です。


- 5) 本株主総会はインターネットによるライブ配信を行います。当日の会場撮影は、会場後方からのみ行い、当社役員及び当社作成スライドを主に配信映像とする予定ですが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。ライブ配信に関する詳細は、6頁～8頁「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。
- 6) 株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせします。
<https://www.alpsalpine.com/j/ir/index.html>

【議決権行使についてのご案内】

株主総会参考書類（9頁～22頁）をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。


議決権の行使には以下の3つの方法があります。書面（郵送）（B）又はインターネット（C）の方法を推奨します。

A 株主総会への出席による議決権行使




本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第90回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

B 書面（郵送）による議決権行使



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、**2023年6月22日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。**

C インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、**2023年6月22日（木曜日）午後5時までに**ご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席されない場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

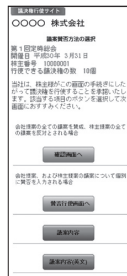
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

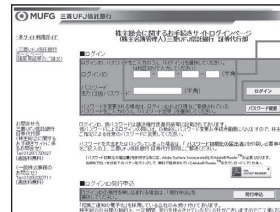
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

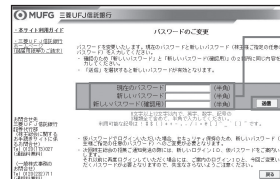
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

～インターネットによるライブ配信のご案内～

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席、回答者席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 配信日時

2023年6月23日（金曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

※天変地異や新型コロナウイルス感染症の流行状況等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性があります。配信の可否、状況等については、随時当社ウェブサイト等によりご案内させていただきます。

2. 株主総会の視聴方法

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

- ① 上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。
- ② 株主さま認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書裏面に記載されています。
- ③ なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。

※本サイトの公開期間は、本招集ご通知到着時～2023年6月23日です。

公開期間外は、株主さま認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。

- ④ ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

* 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【インターネットによるライブ配信のご留意事項】

- ✓ インターネットによりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出等一切の発言を行っていただくことはできません。**
- ✓ **議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット行使、又は委任状等で代理権を授与する代理人（議決権を有する他の株主さま1名に限ります）による当日のご出席をお願い致します。**
- ✓ ご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- ✓ 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
- ✓ ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がありますのでご了承ください。

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下のとおりです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	パソコン		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iOS 13.0以降	iOS 12.0以降	Android 8.0以降
ブラウザ*各種最新	Google Chrome、Microsoft Edge(Chromium)	Safari、Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

*上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

【本サイトに関するお問い合わせ】

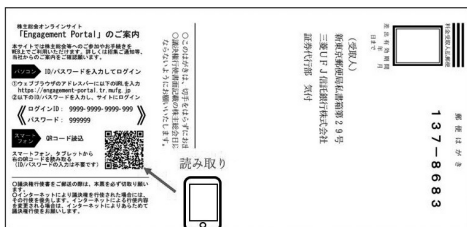
TEL 0120-676-808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時、ただし株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで）

【ご参考：株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のアクセス方法ご案内】

1. QRコードの読み取りによりログインする場合
 <<議決権行使書裏面（イメージ）>>



2. 個別のログインID・パスワードによりログインする場合
 <<株主さま認証画面（ログイン画面）>>



株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

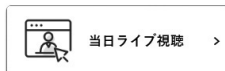
- ① 議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワード（※）を入力してください。
- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

※議決権行使WEBサイトで使用するパスワードとは異なりますのでご注意ください。

（画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます）

3. ポータルサイト（株主総会当日）

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

- ② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
- ③ 当日ライブ視聴ページが表示されます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の剰余金の配当については、当社の株主還元基本方針に基づき、2022年度から2024年度までの第2次中期経営計画においての株主還元目標、当期の業績の状況及び経営環境等を勘案し、以下のとおり期末配当を実施したく存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭とします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金20円といたしたく存じます。なお、この場合の配当総額は4,109,589,000円となります。なお、昨年11月中間配当金として1株につき20円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は1株につき40円となります。

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日（月曜日）

(ご参考)

当社の株主還元の基本方針について

当社の利益配分は、連結業績をベースに、①株主への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保のこれら3つのバランスを考慮して決定することに加え、余剰資本や財務余力に応じて自己株式取得等の株主還元施策を採用することとしています。

そのうえで、2022年度から2024年度までの第2次中期経営計画期間においては、「安定配当＋業績連動」を重視、単年度25%もしくは20円の大きい基準で安定配当、3年累計（平均）35%の総還元性向を目標としています。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）7名全員は定款第21条第1項の定めにより任期満了となります。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

また当社取締役会は23頁から24頁記載の「アルプスアルパイン株式会社 取締役選任基準」に基づき各候補者を指名諮問委員会の意見・助言を受けたうえで決定しています。各候補者はいずれもこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。なお、本議案に関する監査等委員会からの意見については18頁をご参照ください。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当等	取締役会出席状況
1	くりやま とし ひろ 栗 山 年 弘 <input type="checkbox"/> 再任	男性	代表取締役 社長執行役員 CEO	100% (12/12回)
2	いづみ ひで お 泉 英 男 <input type="checkbox"/> 再任	男性	取締役 常務執行役員 技術 担当 兼 デバイス事業担当	100% (10/10回)
3	こ だいら さとし 小 平 哲 <input type="checkbox"/> 再任	男性	取締役 常務執行役員 管 理担当 CFO	100% (10/10回)
4	えん どう こう いち 遠 藤 浩 一 <input type="checkbox"/> 新任	男性	常務執行役員 品質担当	100% (2/2回)
5	ふじ え なお ふみ 藤 江 直 文 <input type="checkbox"/> 再任	男性	取締役	100% (12/12回)
6	お ぎ のり こ 隠 樹 紀 子 <input type="checkbox"/> 再任	女性	取締役	100% (12/12回)
7	だ て ひで ふみ 伊 達 英 文 <input type="checkbox"/> 新任	男性	—	—

(注) 各取締役候補者の取締役会出席状況は、2022年度の出席状況を記載しています。

泉英男氏及び小平哲氏の出席状況について、2022年6月23日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

遠藤浩一氏の出席状況について、2021年度当社取締役であったため、2022年6月23日までに開催された取締役会を対象としています。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
再任 1	<p style="text-align: center;">く り や ま と し ひ ろ 栗 山 年 弘 (1957年4月25日生)</p> 	<p>2004年6月 アルプス電気株式会社（現・アルプス アルパイン株式会社）取締役 2007年4月 同 取締役 兼 事業開発本部長 2009年4月 同 取締役 兼 技術本部長 兼 技術・ 品質担当 2009年10月 同 取締役 MMP事業本部 コンポーネン ト事業担当 2011年6月 同 常務取締役 2012年4月 同 常務取締役 兼 技術本部長 2012年6月 同 代表取締役社長 2019年1月 同 代表取締役 社長執行役員 兼 アル プスカンパニー長 2019年6月 同 代表取締役 社長執行役員 CEO 兼 アルプスカンパニー長 2020年4月 同 代表取締役 社長執行役員 CEO（現 任）</p>	60,580株
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 栗山年弘氏は、当社において長年技術開発、コンポーネント事業の運営に携わるなど、豊富な業務経験 を有しており、2012年より当社の代表取締役として、事業の更なる強化と収益性の向上に貢献す るなど、リーダーシップを発揮しており、これらの経験・実績を踏まえ、経営の監督の中心的役割を担う 者として当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると 判断したため、引き続き取締役候補者としました。</p>			


候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
再任 2	<p style="text-align: center;">いずみ ひで お 泉 英 男 (1964年6月25日生)</p> 	<p>1990年4月 ALPS ELECTRIC EUROPA GmbH 出向 2018年6月 アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）取締役 車載新事業担当兼 技術本部副本部長 2019年1月 同 執行役員 アルプスカンパニー車載新事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部 副本部長 2020年4月 同 執行役員 車載新事業担当 兼 技術本部 副本部長 2020年6月 同 執行役員 デバイス事業担当 兼 技術本部 副本部長 2021年4月 同 執行役員 デバイス事業担当 2022年6月 同 取締役 常務執行役員 技術担当 兼 デバイス事業担当（現任）</p>	12,200株
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 泉英男氏は、ALPS ELECTRIC EUROPA GmbH駐在、主要事業部門の技術責任者、2018年にはアルプス電気株式会社取締役等を歴任し、現在は、取締役 常務執行役員 技術担当 兼 デバイス事業担当として、当社の研究開発並びにデバイス事業を推進しており、これまでの経験と見識を活かし、当社の技術に精通したものとして当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
<div data-bbox="166 415 241 461" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 3	<div style="text-align: center;"> <small>こ だいら さとし</small> 小 平 哲 (1963年3月21日生)  </div>	2019年 6 月 アルプスアルパイン株式会社 執行役員 品質担当 兼 アルプスカンパニー第1品質本部 本部長 兼 アルパインカンパニー第2品質本部 本部長 2020年 4 月 同 執行役員 品質担当 兼 品質本部長 2021年 6 月 同 執行役員 管理担当 CFO 兼 管理本部長 2022年 5 月 同 執行役員 管理担当 CFO 2022年 6 月 同 取締役 常務執行役員 管理担当 CFO (現任)	13,800株
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 小平哲氏は、主要事業部門の品質管理部門責任者を歴任し、現在は、取締役 常務執行役員 管理担当 CFOとして、当社の管理部門全体を統括しており、当社の管理部門に精通したものとして当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
<div data-bbox="166 567 241 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 4	<div style="text-align: center;"> <p>えん どう こう いち 遠 藤 浩 一 (1961年4月17日生)</p>  </div>	<p>1996年7月 ALPINE RESEARCH OF AMERICA出向 2010年6月 アルパイン株式会社 取締役 製品開発担当 2015年6月 同 技術・開発副統括 2016年1月 同 先行開発担当 2016年6月 同 常務取締役 技術・開発担当 2019年1月 当社 取締役 常務執行役員 技術副担当 兼 アルパインカンパニー 先行開発担当 兼 アルパインカンパニー技術本部長 2020年4月 同 取締役 常務執行役員 技術副担当 兼 新事業担当 兼 技術本部副本部長 2021年4月 同 取締役 常務執行役員 技術副担当 兼 新事業担当 2021年6月 同 取締役 常務執行役員 品質担当 2022年6月 同 取締役退任 同 常務執行役員 品質担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) NEUSOFT CORPORATION 董事</p>	<p>26,100株</p>
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 遠藤浩一氏は、モジュール・システム事業の技術・開発の責任者を歴任し、現在は、当社の常務執行役員 品質担当として、当社の品質部門全体を統括しており、当社の事業に精通したものと当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、新たに取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
<div data-bbox="167 374 238 409" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="167 435 238 470" style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</div> <div data-bbox="167 495 238 530" style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">独立</div>	<p data-bbox="279 213 511 288">藤江直文 (1953年8月20日生)</p> 	<p data-bbox="553 213 1191 273">2005年6月 アイシン精機株式会社（現・株式会社アイシン） 常務役員</p> <p data-bbox="553 278 889 308">2008年6月 同 専務取締役</p> <p data-bbox="553 312 961 343">2012年6月 同 取締役・専務役員</p> <p data-bbox="553 347 1176 378">2014年6月 同 代表取締役副社長（2018年6月退任）</p> <p data-bbox="553 382 994 412">2020年6月 当社 社外取締役（現任）</p>	0株
5	<p data-bbox="258 541 1226 571">【社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由及び期待される役割等】</p> <p data-bbox="258 576 1342 727">藤江直文氏は、自動車業界で幅広く活躍され、車載事業への知見と、アイシン精機株式会社（現・株式会社アイシン）での豊富な経営経験を有しており、社外取締役として取締役会等において有益なご意見をいただくことにより、当社の経営全般の監督を期待しています。同氏を選任することが、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に繋がり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役候補者としました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
<div data-bbox="167 374 235 409" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="167 435 235 470" style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</div> <div data-bbox="167 495 235 530" style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">独立</div>	<p data-bbox="278 213 511 288">隠 樹 紀 子 (1958年5月25日生)</p> 	<p data-bbox="553 213 1191 399">2001年12月 モルガン・スタンレー証券会社（現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）マネージング・ディレクター 2004年10月 同 投資銀行本部 シニアアドバイザー（2018年6月退任） 2020年6月 当社 社外取締役（現任）</p> <p data-bbox="568 435 928 495">（重要な兼職の状況） 株式会社ディスコ 社外取締役</p>	0株
6	<p data-bbox="258 538 1336 722">【社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由及び期待される役割等】 隠樹紀子氏は、長年にわたり金融業界にて活動され、証券アナリストとしての豊富な経験と、それに基づく客観的に企業を分析する高い知見を有しており、社外取締役として取締役会等において有益なご意見をいただくことにより、当社経営全般の監督を期待しています。同氏を選任することが、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に繋がり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役候補者としました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	<p>伊達 英文 (1958年7月10日生)</p> 	<p>2013年4月 三菱化学株式会社 執行役員 グループ経営室長</p> <p>2015年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス (現・三菱ケミカルグループ株式会社) 執行役員 経営管理室長</p> <p>2018年4月 同 執行役員常務 最高財務責任者</p> <p>2019年6月 同 取締役 執行役常務 最高財務責任者 (執行役常務 最高財務責任者は2022年3月退任、取締役は2022年6月退任) 兼 大陽日酸株式会社 (現・日本酸素ホールディングス株式会社) 取締役 (2022年6月退任)</p>	0株
<p>【社外取締役 (監査等委員である取締役を除く) 候補者とした理由及び期待される役割等】</p> <p>伊達英文氏は、経営企画・経理部門の業務を幅広く経験され、経営企画・経理・財務・税務に関する経験・知見と、三菱化学株式会社及び株式会社三菱ケミカルホールディングス (現・三菱ケミカルグループ株式会社) で経営経験を有しており、社外取締役として、取締役会等において有益なご意見をいただくことにより、当社経営全般の監督を期待しています。同氏を選任することが、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に繋がり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、新たに社外取締役候補者としました。</p>			

新任

社外

独立

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 藤江直文氏及び隠樹紀子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
3. 藤江直文氏、隠樹紀子氏及び伊達英文氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
- 当社は、藤江直文氏及び隠樹紀子氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続します。また、伊達英文氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届出をします。
4. 藤江直文氏の前記略歴にある株式会社アイシンと当社との間には取引関係がありますが、両社にとっての取引金額は直近事業年度の連結売上高の1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
5. 隠樹紀子氏の前記略歴にある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と当社との間には金融取引実績等はなく、また、当社は、同氏が社外取締役を務める株式会社ディスコと取引関係にありますが、両社にとっての取引金額は直近事業年度の連結売上高の1%未満であり、社外取締役の独立性に

- 影響を及ぼすような重要性はありません。
6. 隠樹紀子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前記の通り、証券アナリストとして培われた専門的知見を有しており、当該専門的知見を活かして当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。
 7. 伊達英文氏の前記略歴にある三菱ケミカルグループ株式会社及び日本酸素ホールディングス株式会社と当社の間には取引関係がありますが、両社にとっての取引金額は直近事業年度の連結売上高の1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
 8. 当社は、藤江直文氏及び隠樹紀子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏が取締役に再任され就任した場合には、当該契約を継続する予定です。また、伊達英文氏が選任され就任した場合は、同じく当該契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。
 9. 当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができることとしています。ただし、当社が役員に対して責任を追及する場合において当該役員に生じる防御費用等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。
再任取締役候補者が取締役に選任され就任した場合には、当社は各候補者との間で同契約を継続する予定です。また、遠藤浩一氏及び伊達英文氏が取締役に選任され就任した場合は、当社は両氏との間で当該契約を締結する予定です。
 10. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、D&O保険契約という）を締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の遂行に関し損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等をD&O保険により補填することとしています。取締役全員が被保険者となっており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、各候補者はD&O保険契約の被保険者となります。
また、D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の選任及び報酬について、指名・報酬の各諮問委員会の議論を含めて確認を行いました。取締役の選任については、その決定の手続は適正であって特段指摘すべき点はなく、また、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績、取締役会等の重要会議での発言、経歴等を踏まえ、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、決定の手続は適正であり特段指摘すべき点はなく、報酬等の内容は妥当と判断します。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名のうち、河原田陽司氏及び五味祐子氏が定款第21条第2項の定めにより任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。


また、当社取締役会は、23頁から24頁記載の「アルプスアルパイン株式会社 取締役選任基準」に基づき本候補者を指名諮問委員会の意見・助言を受けたうえで決定しています。本候補者はこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	性別	現在の当社における地位・担当等	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
五味祐子 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	女性	監査等委員である取締役	100% (12/12回)	100% (14/14回)

(注) 取締役候補者の取締役会及び監査等委員会の出席状況は、2022年度の出席状況を記載しています。

	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<div data-bbox="167 465 238 500">再任</div> <div data-bbox="167 526 238 560">社外</div> <div data-bbox="167 579 238 613">独立</div>	<p data-bbox="278 314 511 390">五味祐子 (1972年3月28日生)</p> 	<p data-bbox="556 208 1191 583"> 1999年4月 弁護士登録 国広法律事務所（現・国広総合法律事務所）入所 2012年1月 同所 パートナー就任（現任） 2012年7月 一般社団法人生産技術奨励会 評議員（現任） 2013年7月 海上保安庁 情報セキュリティ・アドバイザー会議委員（現任） 2013年9月 内閣府大田官房総務課法令遵守対応室 法令参与（非常勤・現任） 2018年6月 日本瓦斯株式会社 社外監査役（現任） 2019年5月 株式会社ローソン 社外監査役（現任） 2019年6月 当社 監査等委員である社外取締役（現任） </p> <p data-bbox="571 621 913 707"> (重要な兼職の状況) 日本瓦斯株式会社 社外監査役 株式会社ローソン 社外監査役 </p>	0株
<p data-bbox="273 752 1034 777">【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】</p> <p data-bbox="258 784 1342 934"> 五味祐子氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と政府関係機関の有職者委員、他企業の社外役員を務めるなど幅広い経験を有しており、法的知見により当社取締役会、監査等委員会において的確な提言・助言をいただくことにより、当社経営全般の監督を期待しています。同氏を選任することにより、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。 </p>			

- (注) 1. 五味祐子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 五味祐子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 五味祐子氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしています。当社は、五味祐子氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続します。
4. 五味祐子氏の前記略歴にある国広総合法律事務所、日本瓦斯株式会社、株式会社ローソンとは、当社及び当社の連結子会社との法務などの役務提供、販売や仕入れなどそれぞれ取引が無く、独立性を有していると判断しています。
5. 五味祐子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前記のとおり、法務に関する豊富な経験と高度な専門知識を有しており、それらを活かして当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

6. 当社は、五味祐子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が監査等委員である取締役に再任され就任した場合には、当該契約を継続する予定です。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。
7. 当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができることとしています。ただし、当社が役員に対して責任を追及する場合において当該役員に生じる防御費用等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。
五味祐子氏が、監査等委員である取締役に再任され就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。
8. 当社は、保険会社との間で、D&O保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の遂行に関し損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等をD&O保険により補填することとしています。取締役全員が被保険者となっており、五味祐子氏が、監査等委員である取締役に選任され就任した場合はD&O保険契約の被保険者となります。
また、D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役(予定)のスキルマトリックス

氏名	当社における地位	属性	性別	特にスキルの発揮を期待する知識・専門性								
				企業経営	技術・研究開発	製造・品質	営業・マーケティング	財務・ファイナンス	法務・リスク管理	DX・IT	ESG・サステナビリティ	グローバル経験
くりやま としひろ 栗山 年弘	代表取締役 会長	社内	男性	●	●						●	
いずみ ひでお 泉 英男	代表取締役 社長・CEO	社内	男性	●	●					●		●
こ だいら さとし 小平 哲	取締役 専務執行役員	社内	男性			●		●	●		●	
えんどう こういち 遠藤 浩一	取締役 常務執行役員	社内	男性		●	●				●		●
ふじ え なおふみ 藤江 直文	取締役	社外 独立	男性	●	●							
お き のりこ 隠樹 紀子	取締役	社外 独立	女性					●				
だ て ひでふみ 伊達 英文	取締役	社外 独立	男性	●				●				●
ささ お やすお 笹尾 泰夫	監査等委員 である取締役	社内	男性		●		●			●		●
なかや かずや 中矢 一也	監査等委員 である取締役	社外 独立	男性	●	●							
とうよし ようこ 東葭 葉子	監査等委員 である取締役	社外 独立	女性					●	●		●	
ご み ゆうこ 五味 祐子	監査等委員 である取締役	社外 独立	女性						●		●	
よこやま たろう 横山 太郎	補欠の 監査等委員 である取締役	社外 独立	男性						●			

<当社が特にスキルの発揮を期待する知識・専門性>

企業経営	事業を取り巻く環境変化を見通し、新たな価値を創造する「企業経営」 (他社を含めて企業・事業の経営経験を有する)
技術・研究開発	ハードウェア+ソフトウェアのコア技術で感動・安全・環境の価値を創出する「技術・研究開発」
製造・品質	ものづくりと品質を極め、顧客の信頼を勝ち得ていく「製造・品質」
営業・マーケティング	変化の激しいビジネス環境における先を見据えた「営業・マーケティング」
財務・ファイナンス	成長投資・健全な財務・株主還元のパランスを図り、経営基盤を支える「財務・ファイナンス」
法務・リスク管理	ステークホルダーからの信頼確保を念頭におき、迅速かつ適切な対応を図る「法務・リスク管理」
DX・IT	事業と業務オペレーションの変革・効率化を推進する「DX・IT」
ESG・サステナビリティ	持続可能な社会に貢献する「ESG・サステナビリティ」
グローバル経験	グローバルに事業を展開・遂行するために必要となる「グローバル経験」

以上

(ご参考) 「アルプスアルパイン株式会社 取締役選任基準」

<社内・社外取締役共通>

- 1.経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
- 2.遵法精神に富んでいること
- 3.人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- 4.業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

- 1.企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
- 2.取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
- 3.独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

<社外取締役独立性判断基準>

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

- 1.当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」という)の出身者(注1)
- 2.当社の大株主(注2)
- 3.当社グループの主要な取引先(注3)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注4)企業等の業務執行者
- 4.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- 5.当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
- 6.当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
- 7.社外取締役の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
- 8.近親者(注8)が上記1から7までのいずれかに該当する者
- 9.過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
- 10.前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

- 注2：大株主とは、直近事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで5%以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
- 注3：主要な取引先とは、当社グループの販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社または相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- 注4：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
- (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間1,000万円を超えるときを多額という。
 - (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。
- 注6：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者）をいう。
- 注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
- 注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

(ご参考) アルプスアルパイン株式会社コーポレートガバナンス・ポリシー

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレートガバナンスを実現していきます。

本ポリシーは、取締役会がこれを定め、継続的かつ定期的に見直しを行い、企業価値向上のためのコーポレートガバナンスの充実と進化に取り組みます。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループでは、コーポレートガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行ならびにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。

第2章 株主の権利・平等性の確保

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創造を図るために、企業理念を「アルプスアルパインは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します。」と定め、これを具現化する「5つの経営姿勢」を策定し、事業活動とCSR活動を一体化して進めるとともに、全ての株主の実質的な権利を確保するために、さまざまなコミュニケーション活動を通じて適切な情報提供するなど、株主が円滑な権利行使を行えるよう環境作りなどを行っています。

1. 株主総会

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であるという認識の下、当社における最高意思決定機関としており、全ての株主の意思を適切に反映させなければならないと考えています。また、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を目的として、株主の権利行使に係る環境整備を各種実施しており、当社ウェブサイトなどの「コーポレートガバナンス報告書」にその施策を公表しています。

さらに、当社は全ての株主の意向を確認し、今後の対話に反映させるため、株主総会終了後、各機関投資家の議決権行使開示結果をもとに賛否要因を分析し、取締役会で議論しています。また、賛否結果については「臨時報告書」及び当社ウェブサイトにて開示しています。

2. 株主の平等性の確保

当社では、株主権利の保護や、その権利行使の促進を図るとともに、全ての株主に対して、実質的な平等性の確保に努めています。

また、違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等を含む、会社法で少数株主に認められている権利について、株式取扱規則で権利行使方法を定め、かつ同規則を当社ウェブサイトに掲載するなどして、その権利行使の円滑化及び権利行使を阻害しない体制を構築しています。

①当社では、株主総会において株主が適切な判断を行えるよう、必要に応じ適切な情報を提供するとともに、株主総会議案については、取締役会決議の後、直ちに当社ウェブサイト、東京証券取引所ウェブサイトや機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにて開示しています。

- ②当社は、株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、定時株主総会開催日の28日前にインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載し、定時株主総会開催日の21日前を目処に招集ご通知を発送しています。
- ③当社は、株主総会が株主との建設的な対話を行う場であるという認識の下、より多くの株主が出席できるよう、毎年、いわゆる「集中日」と予測される日より前倒した日程で、株主総会を開催しています。
- ④当社は、海外機関投資家が高い比率である現状を鑑み、海外からの議決権行使が行いやすいシステム利用や、海外機関投資家向けの英文による情報提供を実施しています。具体的には、インターネットによる議決権の行使、株式会社「CJ」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用、当社ウェブサイトや東京証券取引所ウェブサイトなどへの英文版の招集通知の掲載などを行っています。
- ⑤信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会において自ら議決権の行使等を行うことの事前申し出があった場合、当社基本方針に基づいて、総会出席の対応を決定しています。

3. 資本政策

当社は、第4次産業革命の市場革新の環境の中でコンポーネント事業、センサ・コミュニケーション事業とモジュール・システム事業を中核にエレクトロニクスとコミュニケーションで人々の生活に貢献し続けるとともに、売上高1兆円企業グループに向けた持続的な価値創造型企業集団へと大きく転換するために、健全な財務基盤を確保した上で、持続的な成長への投資及び資本効率の向上を両輪として企業価値の最大化及び持続的増大を追求していくことが重要であると考えています。その考えの下、中長期的な成長戦略と照らし合わせ、以下を考慮しつつ適正な資本水準を適宜見直します。

- ①急激な経営環境の変化や今後の予期せぬ経済恐慌などにも耐えうる財務体質を維持すること
- ②グローバルに事業を展開するために必要な格付けを維持すること
- ③中長期的な成長を持続するために必要な資本を確保すること

また、当社の配当政策は、連結業績をベースに、株主への利益還元、将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、及び内部留保の3つのバランスを考慮して決定することを基本方針とし、業績の動向、財務体質、株主の配当に対する期待などを総合的に勘案し決定します。この基本方針に加え、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行い、株主価値の向上に資する財務政策を実行するため、余剰資本や財務余力の程度に応じて自己株式の取得等の株主還元施策を採用し、適宜開示します。

4. 政策保有株式

当社は、保有により当社の財務活動を円滑にすると判断した場合、及び事業戦略の遂行のために必要と判断した場合、純投資以外の目的で株式を保有します。保有は、便益と資本コスト及びリスク管理を意識して必要最低限とし、それ以外については適正な時期を判断し縮減していきます。保有の継続または売却等の判断は、銘柄毎に保有目的、中長期的な見通し、経済合理性などを評価基準として、毎年の取締役会において検証していきます。政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期に保有先企業の株式価値、または当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

5. 関連当事者間の取引

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るもの、または会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。なお、社内規定として「関連当事者管理規定」を定め、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性を確保し、当該取引を適切に牽制する体制を構築しています。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、さまざまなステークホルダーとの適切な協働が必要だと考えています。そこで、会社を営むにあたって大切にしている考え方である「5つの経営姿勢」を策定し、事業活動とCSR活動を一体化して進め、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの期待に応えるために、取締役会・経営陣がリーダーシップを発揮しています。

1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる企業理念

当社は、「アルプスアルパインは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します。」を企業理念として、理想とすべきものづくりのあり方や、果たすべき社会的責任、人に賭ける思いなどを込めて、さまざまなステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上のため、行動を推進しています。そして、以下の「5つの経営姿勢」を策定し、社員一人ひとりが常に意識し行動するようにしています。

【価値の追究】

私たちは、新たな価値の創造を追究する経営を目指します。

【地球との調和】

私たちは、地球に優しく環境に調和する経営を目指します。

【社会への貢献】

私たちは、社会の利益と発展に寄与する経営を目指します。

【個の尊重】

私たちは、社員の情熱を引き出し活かす経営を目指します。

【公正な経営】

私たちは、世界的な視点に立った公正な経営を目指します。

2. サステナビリティを巡る課題への対応

当社は、企業理念にある「人と地球に喜ばれる新たな価値の創造」を実践することで、持続可能な社会への貢献と企業価値の向上を目指しています。

また、私たちが事業活動を行う上で基本とする価値観として「価値の追究」「地球との調和」「社会への貢献」「個の尊重」「公正な経営」を経営姿勢として定義しています。その精神・考え方の理解・共有をより深めるために、企業・社員として最低限必要な具体的な行動や考え方を「アルプスアルパイングループ倫理規範」で明文化し、全世界のグループ拠点に展開しています。更に、定期的な研修を通して社員一人ひとりに浸透するよう努めています。

3. 社内の多様性の確保

当社では、国籍や言語、文化慣習、性別などの異なる多様な社員が、お互いを理解し尊重しながら、いきいきと交流し、創造的で自立したプロフェッショナルとして成長することが、企業力の源泉と考えています。

女性の積極採用を継続推進している他、短時間勤務制度の導入や各種休暇制度等の整備により、女性特有のライフイベント後も継続就業する社員が多く勤続年数は伸びており、男性と同水準となっています。今後とも、ワークライフバランスの促進や、キャリア形成支援など、各種施策に取り組み、女性の活躍を促進していきます。その他多様性としては、日本国内では外国人留学生を、海外においても外国人新卒者を長きにわたり積極的に採用してきており、現在では当社の国内外で多岐にわたって活躍しています。

4. 内部通報制度

当社の倫理ホットライン制度は、常勤監査等委員及び社外監査等委員などが窓口となっており、かつ運用状況については監査等委員会によるモニタリングを受けるなど、経営陣からの独立性確保に配慮しています。また、通報者の秘匿と不利益取扱いの禁止については、倫理ホットライン規定で明記し厳格に運営しています。

5. 企業年金のアセットオーナーとしての機能

当社の企業年金基金は、代議員会、理事会及び資産運用委員会で構成されています。代議員会、理事会及び資産運用委員会の構成員には、当社の経理部門・財務部門責任者またはその経験者を含む積立金の運用に関する専門的知識を有する者が含まれています。また資産運用委員会は、運用方針の決定及び運用状況の確認を行っています。また、当社企業年金基金は、長期的・安定的な収益確保の観点から投資先商品を選定するとともに、投資後も、毎月、投資先商品の運用状況及び運用ガイドラインとの整合性を確認し、四半期毎に投資先商品の運用機関より投資先商品の管理及び運用に関して報告を受けるなど適切な運用を図っています。

第4章 適切な情報開示

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報を、株主・投資家などのステークホルダーに対して、決算短信や有価証券報告書、適時開示資料など、法令や規則で開示が義務付けられた情報を含め当社ウェブサイトなどで適時、適切な情報開示を行い、経営の公正と透明性を維持しています。また、株主通信を年2回発行し、事業報告に加え新製品や新技術などを紹介することで、当社の事業内容の理解を深めるよう努めています。さらに、四半期決算毎のアナリスト・機関投資家・マスコミ向けの決算説明会開催や、定期的な役員等の国内外投資家訪問等により、直接対話できる場の充実を図っています。

経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報、また新製品情報や事業活動の最新ニュース等の非財務情報については、当社ウェブサイトや統合報告書などで継続的な発信を行っています。

第5章 取締役会等の責務

1. 取締役会及び取締役の役割

当社の取締役会は意思決定機関として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、経営の基本方針や中短期経営計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定します。そして、より経営の機動性を高めるため、重要な業務執行の一部を取締役に委任を行い、その執行状況については、取締役の1/3以上を占める社外取締役が中心となって、株主利益確保のため、独立した客観的な視点で監視・監督を行います。さらに、事業経営、法務、財務会計の専門家を社外取締役に選任し、多様性と事業性を備えた実効性を確保します。

また、より効率的かつ機動的な運営を行うことを目的として、機能別、事業担当マトリックス組織を敷き、執行役員が機動的かつ建設的な役割を果たすとともに、事業毎に担当を置き、それぞれの事業に精通した執行役員が相互に意見交換を行いながら、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。

2. 取締役会の構成

当社は、取締役会における経営の方針や重要事項を審議・決定及び各取締役の職務の執行状況の監督を実効的に行うため、当社で定める選任基準に基づき、女性や海外現地法人での業務経験やグローバルビジネスに精通するなど、必要と考えられる能力・資質を有した者を取締役として選任しています。また、独立社外取締役である監査等委員として法律の専門家である弁護士、財務・会計の専門家である公認会計士、事業経営経験者を選任しています。

なお、取締役会は、その実効性を高めるために、職務の執行が適切に行われているかについて、取締役会の議案の分析・評価及び必要に応じて執行報告を行っています。

3. 取締役候補者の選任基準

取締役候補者の選任基準を役員規則に規定し、次の条件を有する者を候補者として選任するものとします。

<社内・社外取締役共通>

- ①経営に関し客観的判断能力を有するとともに、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
- ②遵法精神に富んでいること
- ③人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ④業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

- ①企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
- ②取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
- ③独立社外取締役については、当社「社外取締役独立性判断基準」に照らして独立要件を満たしていること

4. 独立社外取締役の役割

当社の独立社外取締役は、適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、他の取締役、従業員と情報交換・意見交換を定期的に行い、実効性のある監督に努めています。

5. 最高経営責任者の後継者の決定

中期的な取締役会の体制については、最高経営責任者後任を含めて、経営トップ及び人事担当取締役で、適宜、協議を行っており、具体的な取締役候補者は、取締役会にて決定しています。加えて、取締役会での最高経営責任者の選定に先立ち、社外取締役を含む指名諮問委員会にて審議を行うこととしています。

6. 経営陣への委任

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則及び細則に定めています。また、経営の迅速化かつ機動性向上のため、取締役への業務執行の決定の委任を進めており、その内容を社内規定に定めています。

7. 監査等委員及び監査等委員会の役割・責務等

当社の監査等委員（会）は、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めています。また、社外監査等委員と当社の事業に精通した社内監査等委員が相互に連携して監査を行うとともに、内部監査部門と連携を取り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べています。さらに、監査等委員の補助者及び監査等委員会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保します。

8. 取締役等の兼職について

取締役等が他の上場会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役等としての役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、所定の手続きを経て、取締役会の承認をもって行うことができるものとし、重要な兼職の状況は、法令に基づき株主総会参考書類及び事業報告などにおいて開示します。

9. 内部統制

当社では、企業グループとしての内部統制の基本方針を取締役会で決議し、法務部門、コンプライアンス部門、人事部門、経理部門、情報システム部門などの各主管部門が基本方針を受けて具体的な内部統制の仕組みの整備及び運用を行っています。

また、重要な施策の決定や契約書の締結については、事前に法務担当執行役員の指揮・監督の下に法務部門が適法性及び妥当性について確認しています。財務報告の適正を確保するための内部統制の有効性については、内部監査部門が全社事務局として統制状況を取りまとめています。全社的なリスク管理(危機管理)は、経営企画部門が主管となって実施しています。内部統制やリスク管理体制の監督については、各主管部門が部門業務監査を実施しているほか、社長直轄の内部監査部門による内部監査の形で実施しています。

10. 会計監査人

情報開示の信頼性と株主・投資家に対する責務を担保するべく、高品質な監査を行うための十分な監査時間、経理担当執行役員、内部監査部門及び監査等委員である取締役と、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

11. 取締役会の評価

取締役会による経営の監督の実効性及び適正性、ならびに自らの取締役としての職務の遂行状況について、毎年自己評価等を実施し、社外取締役を中心とする監査等委員会がその内容の評価・分析を行い、結果を取締役会に報告します。取締役会は評価結果に基づき、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要について開示するものとします。なお、当年度の当社取締役会実効性評価結果の概要については、本招集通知記載の『「アルプスアルパイン株式会社 取締役会実効性評価」について』をご参照ください。

12. 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査等委員が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新により、研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、年2回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。また、監査等委員については、関係外部団体に加入するなどし、監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてセミナーや研修を受講します。社外取締役の就任に際しては、当社の事業内容、経営内容及び中短期の経営計画などを説明しています。

第6章 株主との対話

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。その考え方に基づき、当社では株主との平素からの対話を重視しており、例えば、経営トップが定期的に国内外投資家を訪問し、当社の経営状況を説明し、意見交換などを実施しています。社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話(面談)については、株主の希望や関心事項などに応じて、IR担当執行役員や経営トップなどが面談対応を行い、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。株主との対話等により得られた各種情報については、IR担当執行役員から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。インサイダー情報を適切に管理するため、「インサイダー取引規制に関する規定」に基づき、株主との公平な対話(面談)を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。当社では、毎年3月末及び9月末における株主名簿を用い、株主名簿上の株主構造を把握し、取締役会にて定期的に報告し、情報を共有しています。また、株主名簿管理人を通じて、「実質株主」の調査・把握に努めています。ここで得た情報は、年複数回実施する国内外IRやIRカンファレンス、定例のIR取材、SR活動などに活かしています。

以上

(ご参考) 「アルプスアルパイン株式会社 取締役会実効性評価」について

<目的・主旨>

当社は、株主、顧客、従業員、地域社会等に対する責任を果たすとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、より実効性のあるコーポレート・ガバナンスの実現と、取締役会機能の一層の向上を目的に、2022年度アルプスアルパイン取締役会の実効性評価を実施しましたので、以下の通り報告します。

<2022年度 当社取締役会実効性評価結果の概要>

1. 分析・評価の方法

当社の取締役に対して記名式のアンケートを実施し、その評価結果をもとに監査等委員会及び担当執行役員が分析、課題を整理した上で取締役会に報告し、その内容について議論しました。

2. 分析・評価結果の概要

当年度は、取締役会第2部を定例開催するなど、中長期的な企業価値の向上に向けた議論の機会の増加、付議基準の見直しによる執行役員会への一部権限の委譲など、取締役会の議論を充実させるための取り組みを強化しました。また、役員構成の見直しなど、ガバナンス領域での改善を進めました。

一方、企業価値の向上に向けた議論の機会は増加したものの、事業ポートフォリオについての議論や資本コスト視点での議論はまだ十分ではないこと、取締役会で多様な視点で議論するために更なる資料の充実が必要であること、並行して役員に対するトレーニングの機会を提供する必要があることなどの改善点が取締役会で共有されました。

3. 今後の対応等

今回課題提起された内容を踏まえ、次年度は取締役会における中長期的な企業価値の向上に向けた議論の機会を増やす取り組みの継続推進、及び執行役員会への権限委譲範囲の拡大などを進めることにより、引き続き当社の企業価値の向上に向けて、コーポレート・ガバナンス体制の充実及び取締役会の実効性の向上に努めていきます。

以 上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスによる行動制限緩和に伴い社会経済活動の正常化が進むとともに、サプライチェーン混乱、半導体不足も緩和し、景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢により、エネルギー資源、部材の高騰が進み、インフレ対策を主眼とした各国中央銀行の利上げにより為替相場の急変が続くなど、依然として予断を許さない状況が続いています。

地域別の状況については、米国・欧州では個人消費はおおむね堅調に推移しましたが、高いインフレ率と金利の上昇により消費者の購買力に陰りが見えています。中国ではゼロコロナ政策に伴う混乱はありましたが、収束後の消費拡大の牽引により経済は回復傾向です。日本においては、経済社会活動の正常化が進み、消費・輸出は堅調に推移するも、円安や、天然資源及び穀物価格の上昇による食料品やエネルギー価格高騰の影響は色濃く、回復は緩やかなものとなりました。

こうした事業環境において、当社では部材や物流費高騰への対応、部品在庫の確保による計画的な生産及び売上高の維持等、計画達成に向けての活動の結果、当連結会計年度における経営成績の概況については以下のとおりです。なお、下記に示す売上高は外部顧客に対する売上高であり、報告セグメント間の売上高は内部取引売上高として消去しています。

セグメントの状況

当社は、2022年4月より、事業セグメント区分を「電子部品事業」、「車載情報機器事業」、「物流事業」から、収益基盤の維持・拡大を目指す「コンポーネント事業」、今後の成長領域と位置づけて伸ばす「センサ・コミュニケーション事業」、改善により収益体質の良質化を図る「モジュール・システム事業」へと再整理し、よりバランスの取れた成長に向けた取り組みを進めています。これに伴い、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しています。

また、第1四半期連結会計期間末において、旧セグメントの「物流事業」を構成していた(株)アルプス物流及びその子会社25社を連結子会社から持分法適用会社に変更したことに伴い、第2四半期連結会計期間より、「その他」の区分に含めています。

① コンポーネント事業

中国での新型コロナウイルス感染拡大による生産減速の影響があったものの、顧客のスマートフォンの販売好調に伴い、モバイル機器向け製品は総じて堅調に推移しました。為替の円安基調による業績への寄与もあり、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンポーネント事業の売上高は3,290億円（前期比25.5%増）、営業利益は383億円（前期比13.9%増）となりました。

② センサ・コミュニケーション事業

部材供給懸念の一部解消を受けて自動車生産が回復に向かう中、車載向けセンサの売れ行きが堅調に推移し、為替の円安基調による業績への寄与もあったことで、売上高は前期を上回りました。一方、スマートフォン向けセンサの顧客モデルの切り替えによる事業規模縮小、半導体をはじめとした部材の高騰や開発費増加による利益率低下に伴い、営業損失となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセンサ・コミュニケーション事業の売上高は855億円（前期比6.9%増）、営業損失は15億円（前期における営業利益は23億円）となりました。

③ モジュール・システム事業

中国での新型コロナウイルス感染拡大による生産減速の影響があったものの、世界的な自動車生産の回復に伴う自動車部品の需要増加や、当第4四半期連結会計期間から販売を開始した新製品による売上寄与、為替の円安基調による業績への貢献もあり、売上高は前期を上回りました。一方、部材高騰に対する顧客への適正価格化活動や継続的な原価改善等を行うも、価格転嫁の遅れや不足、新製品生産立上げにおけるコストの増加により、営業損失となりました。また、コスト面では外貨建てでの部材調達及び海外生産が多いため円安による業績貢献は限定的であり、営業利益は前期比で改善したものの、その勢いは緩やかなものとなりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるモジュール・システム事業の売上高は4,813億円（前期比30.6%増）、営業損失は66億円（前期における営業損失は83億円）となりました。

以上により、上記の3事業セグメントにその他を加えた当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高9,331億円（前期比16.2%増）、営業利益335億円（前期比4.6%減）、経常利益349億円（前期比13.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益114億円（前期比50.0%減）となりました。

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額507億円（前期比22億円減）の設備投資を行いました。

セグメント別ではコンポーネント事業 209億円、センサ・コミュニケーション事業 62億円、モジュール・システム事業 221億円となりました。主な内容は、当社及び当社子会社における

生産設備の増強・合理化、研究開発用設備の増強及び仙台開発センター（古川）内R&D新棟建設です。

② 資金調達の状況

当社グループにおける運転資金及び設備投資資金については、主に営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入金にて調達しています。当連結会計年度末の借入金残高は1,219億円（前期比86億円増）となり、運転資金安定のための短期借入金が772億円（前期比201億円増）、将来の事業基盤確立に向けた研究開発や設備投資資金の確保などのための長期借入金が447億円（前期比115億円減）となりました。

(3) 企業集団の経営環境と対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、半導体不足の長期化や地政学リスク等により、依然として予断を許さない状況であり、特に足元の業績課題としてインフレへの対応が最重要課題の一つとなっています。

また、企業価値向上に向けた収益性改善、成長シナリオの実行、資本効率改善の取り組みも進めていきます。

自動車産業では、主要各国でEV（Electric Vehicle）化政策が打ち出され、各自動車メーカーで具体的な目標を定めた開発活動や量産化が進んでいます。CASE（Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Shared & Services（カーシェアリングとサービス））への対応や高機能・多機能化ニーズ等、自動車におけるエレクトロニクス製品の重要性が増しており、今後も拡大していくものと期待されます。

また、5G通信の普及により、モバイル機器を始め、VR（Virtual Reality）やAR（Augmented Reality）の実用化、AI（Artificial Intelligence）、IoT（Internet of Things）、ロボティクス（Robotics）等、DX（Digital Transformation）の社会実装も伸張しています。また、地球温暖化対策も喫緊の課題として、EV化を始め、再生可能エネルギーの活用等、脱炭素化の動きが今後ますます加速するものと考えています。

これらの経営環境において、当社は「ステークホルダー価値の最大化とCSR（企業の社会的責任）・ESG（環境、社会、ガバナンス）の両立」を目指す会社の姿とするとともに、「ハードウェア+ソフトウェアの両技術で「感動、安全、環境」の価値を創出するT型企業」を目指す事業の姿としました。

経済価値だけでなく、社会貢献や社会的価値の創出を目指すこと、またハードとソフトを融合したT型の強みを活かすことで当社の優位性を発揮し、持続的な成長へとつなげていきます。また、その他の事業についても、グループ外部に対する拡販活動の強化等により、収益への貢献を果たしていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第87期 (2019年度)	第88期 (2020年度)	第89期 (2021年度)	第90期 (当連結会計年度) (2022年度)
売 上 高 (百万円)	810,570	718,013	802,854	933,114
営 業 利 益 (百万円)	26,795	13,109	35,208	33,595
経 常 利 益 (百万円)	18,646	13,227	40,286	34,940
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△4,009	△3,837	22,960	11,470
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△19.53	△18.72	110.82	55.77
総 資 産 (百万円)	625,542	694,285	743,520	736,997
純 資 産 (百万円)	355,615	378,379	425,308	399,782

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均の発行済株式総数により算出しています。なお、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算出に際して、期中平均の発行済株式総数から期中平均の自己株式数を控除しています。
2. 第89期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しています。
3. 当第1四半期連結会計期間末において、当社の連結子会社であった(株)アルプス物流及びその子会社25社を持分法適用会社に変更しています。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは、コンポーネント事業、センサ・コミュニケーション事業、モジュール・システム事業、その他の4事業区分に関する事業を行っており、各事業部門の主要な製品・サービス等は次のとおりです。

(2023年3月31日現在)

セグメントの名称	主 要 製 品
コンポーネント事業	スイッチ類、アクチュエータ、ハプティック [®] 等
センサ・コミュニケーション事業	センサ、通信デバイス等
モジュール・システム事業	車載モジュール、インフォテインメント、ディスプレイ、サウンド等
その他	システムの開発、オフィスサービス、金融・リース事業、物流等

(注) 当社グループは、当連結会計年度より、報告セグメントを「電子部品事業」、「車載情報機器事業」、「物流事業」の3区分から、「コンポーネント事業」、「センサ・コミュニケーション事業」、「モジュール・システム事業」の3区分に変更しています。

2019年の経営統合から3年が経過し、各事業の融合を織り込んだうえで2022年4月から第2次中期経営計画がスタートしました。報告セグメントの変更は、これを契機として、収益基盤の維持・拡大を目指す「コンポーネント事業」、今後の成長領域と位置付けて伸ばす「センサ・コミュニケーション事業」、改善により収益体質の良質化を図る「モジュール・システム事業」へと事業セグメントの再整理を行ったことによるものです。

また、第1四半期連結会計期間末において、「物流事業」を構成していた(株)アルプス物流及びその子会社25社を連結子会社から持分法適用会社に変更したことに伴い、「その他」の区分に含めていません。

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

(2023年3月31日現在)

本 社	東京都大田区
支 店	関西支店（大阪府大阪市）
営 業 所	宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、厚木営業所（神奈川県厚木市）、浜松営業所（静岡県浜松市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、広島営業所（広島県広島市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
事 業 所	いわき事業所 ^{*1} （福島県いわき市）
工 場	古川第2工場（宮城県大崎市）、涌谷工場（宮城県遠田郡）、角田工場（宮城県角田市）、長岡工場 ^{*2} （新潟県長岡市）、平工場（福島県いわき市）、小名浜工場（福島県いわき市）
研 究 ・ 開 発 拠 点	古川開発センター ^{*3} （宮城県大崎市）、仙台開発センター（宮城県仙台市）、仙台ソフトウェア開発センター ^{*4} （宮城県仙台市）

※1 いわき事業所は、2023年4月1日付で、いわき開発センターに拠点名称を変更しています。

※2 長岡工場は、2023年4月1日付で、長岡開発センターに拠点名称を変更しています。

※3 古川開発センターは、2023年4月1日付で、仙台開発センター（古川）に拠点名称を変更しています。

※4 仙台ソフトウェア開発センターは、2023年4月1日付で、仙台開発センター（仙台）に拠点名称を変更しています。

② 子会社

主要な子会社及びその所在地は、「(8) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンポーネント事業	10,218名	1,244名減
センサ・コミュニケーション事業	3,725名	336名減
モジュール・システム事業	14,456名	482名増
その他	1,527名	5,876名減
合計	29,926名	6,974名減

(注) 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しています。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,784名	205名減	42.5歳	18.1年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者は除く）です。

(8) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

名称	住所	資本金	主な事業内容		議決権の保有割合(%)	関係内容
			セグメントの名称	事業形態		
ALPS ALPINE NORTH AMERICA, INC.	アメリカ サンタクララ	千USD 36,439	コンポーネント、 センサ・コミュニケーション、 モジュール・システム	製造、販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。
ALPS ALPINE EUROPE GmbH	ドイツ ウンターシュライ スハイム	千EUR 5,500	コンポーネント、 センサ・コミュニケーション、 モジュール・システム	製造、販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。
ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国 光州廣域市	百万KRW 36,000	コンポーネント、 センサ・コミュニケーション、 モジュール・システム	製造、販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。また製品設計を委託し、機械設備を賃貸しています。
ALPS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 377,117	コンポーネント、 センサ・コミュニケーション、 モジュール・システム	中国内の統括会社、販売	100	当社が製品を販売しています。
NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 浙江省寧波市	千CNY 307,253	コンポーネント、 センサ・コミュニケーション	製造	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。
WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省無錫市	千CNY 286,096	コンポーネント	製造	100 (89.73)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。
アルパイン株式会社	日本 東京都大田区	百万円 101	モジュール・システム	アルパインブランド商標権及び子会社株式等の保有・管理	100	当社がオフィスサービスを提供しています。
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ピアトルバージ	千EUR 33,500	モジュール・システム	製造	100 (100)	当社が製品の製造を委託しています。
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 823,907	モジュール・システム	販売、開発及び設計	100 (100)	当社が製品を販売しています。

(注) 1.子会社の議決権に対する所有割合欄の () 内数字は間接所有割合 (内数)

2.アルパイン(株)は、重要性が増したことにより重要な子会社としています。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	41,679百万円
株式会社三菱UFJ銀行	35,482百万円
三井住友信託銀行株式会社	22,800百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,500百万円
株式会社みずほ銀行	1,335百万円

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 500,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数(自己株式13,802,000株を除く。) | 205,479,450株 |
| ③ 株主数 | 42,348名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	44,323千株	21.57%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	20,396	9.92
株式会社シティインデックスイレブンス	7,985	3.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,553	2.21
大樹生命保険株式会社	3,591	1.74
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,007	1.46
日本生命保険相互会社	2,750	1.33
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,626	1.27
日本精機株式会社	2,600	1.26
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE : UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	2,384	1.16

- (注) 1. 当社は、自己株式を13,802,000株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
 3. 三井住友信託銀行株式会社から、2023年1月19日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、同社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社の3社で、21,399千株(発行済株式の総数に対する割合10.41%)の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として当事業年度末現在における実質所有株

- 式数の確認ができないため、上表には含めていません。
4. 野村證券株式会社から、2022年4月22日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、Nomura International plc、Nomura Global Financial Products Inc.及び野村アセットマネジメント株式会社の4社で、17,762千株（発行済株式の総数に対する割合8.64%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
 5. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、2022年9月20日付で提出された大量保有報告書により、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、MUFGセキュリティーズ EMEA、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の5社で、11,528千株（発行済株式の総数に対する割合5.61%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
 6. ブラックロック・ジャパン株式会社から、2022年9月21日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、BlackRock Financial Management, Inc.、BlackRock Fund Managers Limited、BlackRock Asset Management Ireland Limited、BlackRock Fund Advisors及びBlackRock Institutional Trust Company, N.A.の6社で、9,637千株（発行済株式の総数に対する割合4.69%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
社外取締役でない当社取締役 （監査等委員である取締役を除く）	当社譲渡制限付株式 30,500株	5名
執行役員	当社譲渡制限付株式 25,200株	9名

(2) 新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	アルプス電気株式会社 第1回 新株予約権	アルプス電気株式会社 第2回 新株予約権
発行決議の日	2014年6月20日	2015年6月19日
新株予約権の数	86個	35個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 2名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 2名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 8,600株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 3,500株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 141,500円 （1株当たり1,415円）	新株予約権1個当たり 395,700円 （1株当たり3,957円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自 2014年7月29日 至 2054年7月28日	自 2015年7月27日 至 2055年7月26日

	アルプス電気株式会社 第3回 新株予約権	アルプス電気株式会社 第4回 新株予約権
発行決議の日	2016年6月23日	2017年6月23日
新株予約権の数	97個	70個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 3名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 9,700株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 7,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 201,100円 （1株当たり2,011円）	新株予約権1個当たり 305,300円 （1株当たり3,053円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自 2016年7月22日 至 2056年7月21日	自 2017年7月25日 至 2057年7月24日

	アルプス電気株式会社 第5回新株予約権
発行決議の日	2018年6月22日
新株予約権の数	93個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 4名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 9,300株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 294,400円 （1株当たり2,944円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自 2018年7月26日 至 2058年7月25日

- (注) 1. 当社は、2019年6月21日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって株式報酬型ストック・オプション制度を廃止しました。従いまして、新規のストック・オプションの付与は行っていません。
2. 第1回から第5回までの新株予約権者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2023年3月31日現在）

氏名	会社における地位及び担当又は主な職業	重要な兼職の状況
栗山年弘	代表取締役 社長執行役員 CEO	
木本隆	取締役 専務執行役員 車載事業・資材管掌	
佐伯哲博	取締役 常務執行役員 生産担当兼 デジタル担当	ALPINE TECHNOLOGY MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. 会長
泉英男	取締役 常務執行役員 技術担当兼 デバイス事業担当	ALPS COMMUNICATION DEVICES TECHNOLOGY (SHANGHAI) CO., LTD. 董事長
小平哲	取締役 常務執行役員 管理担当 CFO	ALPS (CHINA) CO., LTD. 董事長
藤江直文	取締役	
隠樹紀子	取締役	株式会社ディスコ 社外取締役
笹尾泰夫	取締役 (監査等委員) (常勤)	
河原田陽司	取締役 (監査等委員)	
中矢一也	取締役 (監査等委員)	
東葎葉子	取締役 (監査等委員) 公認会計士	コクヨ株式会社 社外監査役 マブチモーター株式会社 社外取締役 (監査等委員)
五味祐子	取締役 (監査等委員) 弁護士	日本瓦斯株式会社 社外監査役 株式会社ローソン 社外監査役

- (注) 1. 取締役 藤江直文氏、隠樹紀子氏、取締役 (監査等委員) 中矢一也氏、東葎葉子氏、五味祐子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 当社は、取締役 藤江直文氏、隠樹紀子氏、取締役 (監査等委員) 中矢一也氏、東葎葉子氏、五味祐子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 取締役 (監査等委員) 東葎葉子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役の異動
 (就任) 2022年6月23日開催の第89回定時株主総会において、取締役に泉英男氏及び小平哲氏、取締役 (監査等委員) に笹尾泰夫氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。

(退任) 2022年6月23日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、取締役 遠藤浩一氏及び笹尾泰夫氏、取締役(監査等委員) 小林俊則氏及び飯田隆氏が任期満了により退任しました。

(参考) 執行役員の状況(2023年3月31日現在)

当社は執行役員制度を採用しており、2023年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

なお、*印は取締役を兼務しています。

氏名	地位及び担当
* 栗山年弘	社長執行役員 CEO
* 木本隆	専務執行役員 車載事業・資材管掌
遠藤浩一	常務執行役員 品質担当
* 佐伯哲博	常務執行役員 生産担当兼 デジタル担当
* 泉英男	常務執行役員 技術担当兼 デバイス事業担当
* 小平哲	常務執行役員 管理担当 CFO
佐藤浩行	執行役員 モジュール&ディスプレイ事業担当
元川康司	執行役員 営業担当兼 車載営業本部長
鋸本和俊	執行役員 モジュール&システム生産担当
山上浩	執行役員 資材担当
渡辺好勝	執行役員 インフォテインメント&サウンド事業担当兼 アルパインブランド担当
Wilfried Baumann	執行役員 欧州事業担当
木場浩明	執行役員 電子部品営業本部長
小林淳二	執行役員 経営企画担当兼 新事業・コンポーネント1事業担当
相原正巳	執行役員 コンポーネント2事業担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、栗山年弘氏、木本隆氏、佐伯哲博氏、泉英男氏、小平哲氏、藤江直文氏、隠樹紀子氏、笹尾泰夫氏、河原田陽司氏、中矢一也氏、東葎葉子氏及び五味祐子氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができることとしています。ただし、当社が役員に対して責任を追及する場合において当該役員に生じる防御費用等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、D&O保険契約という）を締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の遂行に関し損害賠償請求がされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等をD&O保険により補填することとしています。ただし、悪意に基づく法令違反に起因する損害賠償請求等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の対象範囲は当社の取締役、執行役員並びに子会社の取締役、監査役及びこれらに相当する役員であり、保険料は全額当社が負担しています。

また当該保険契約は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

⑤ 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集や、執行部門の重要な社内会議における情報収集及び報告の受領等を日常的に行い、並行して、内部監査部門を窓口とした管理部門との連携を図ることにより、監査等委員会の活動の実効性を確保するために常勤の監査等委員を選定する旨を定款に定めており、笹尾泰夫氏を常勤の監査等委員として選定しています。

⑥ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額
役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

イ. 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員である 取締役を除く) (うち社外取締役)	274 (25)	199 (25)	31 (-)	43 (-)	9 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	80 (43)	80 (43)	- (-)	- (-)	7 (4)
合計 (うち社外取締役)	354 (69)	279 (69)	31 (-)	43 (-)	16 (6)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 当事業年度末日における取締役(監査等委員である取締役を除く)は7名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)です。
監査等委員である取締役 笹尾泰夫氏は、2022年6月23日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く)を退任した後、監査等委員である取締役に就任したため、支給額と員数については、監査等委員である取締役在任期間は監査等委員である取締役に、取締役(監査等委員である取締役を除く)在任期間は取締役(監査等委員である取締役を除く)に含めて記載しています。
3. 業績連動報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しています。
4. 非金銭報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しています。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

賞与に係る指標は、単年度の業績向上に向けた動機付けを図る観点から、報告セグメント(コンポーネント事業、センサ・コミュニケーション事業及びモジュール・システム事業)の営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標としています。この指標に基づき賞与の支給率を決定し、これをもとに算定した賞与額を支給しています。

2022年度の報告セグメントの営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益は、期初業績予想、営業利益率5.6%、親会社株主に帰属する当期純利益419億円に対して、実績は、営業利益率は3.4%、親会社株主に帰属する当期純利益は97億円となっています。

八. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。

二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年6月23日開催の定時株主総会にて、年額7億円以内（うち社外取締役年額1名当り100万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする旨、決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は12名です。

また、2019年6月21日開催の定時株主総会にて、取締役（社外取締役及び、監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬について、本譲渡制限付株式報酬の上限株式数を年200,000株とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は5名です。

2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額のうち、社外取締役の報酬等の額は、2020年6月24日開催の定時株主総会にて、年額500万円以内とする旨を決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（うち社外取締役2名）です。

3) 監査等委員である取締役の報酬額は、2019年6月21日開催の定時株主総会にて、年額1200万円以内とする旨を決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名です。

ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等に関する方針は、「短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員企業の業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図る」として取締役会にて定めています。

1) 報酬の種類と割合

業務執行取締役の報酬は基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬としています。また、非業務執行取締役については、基本報酬のみとしています。

報酬水準及び、報酬構成の割合（基本報酬、賞与及び株式報酬の割合）は、外部専門機関の調査データなどを参考に設定しています。

なお、2022年度に外部専門機関の調査データなどを参考に報酬構成の割合を検討した結果、2023年7月以降の報酬について、次のとおり、報酬構成の割合を変更することとし、原則として上位役員ほど、変動報酬の割合が高くなる様に設定しています。

区分	基本報酬	賞与	株式報酬
2023年6月まで	60~70%	19~22%	11~18%
2023年7月以降	50~60%	25~32%	15~20%

※標準評価の場合の構成比率。

2) 基本報酬に関する方針

基本報酬は、固定的報酬として月額にて支給しています。

3) 業績連動報酬等に関する方針

- ①賞与は、単年度の業績（報告セグメントの営業利益率、親会社株主に帰属する当期純利益）に応じて、役員別に定めた標準支給額に対して、0~200%の範囲で変動する仕組みとする事で、全社業績を反映しています。
- ②また、報酬諮問委員会にて個人別の評価を行い、上記①で算出された役員別支給額に対して加減算を行う事で、個人別の成果・業績を賞与に反映しています。

4) 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、役員別に定める譲渡制限付株式報酬額に応じて、譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とし、1円未満の端数は切り上げる）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額としない範囲において、当社の取締役会が決定した額から算出した数の譲渡制限付株式を割当てるものです。これは、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。

なお、譲渡制限の概要は次のとおりです。

- ①譲渡制限期間 割当契約により割当を受けた日より40年間
- ②譲渡制限の解除条件

株式報酬の対象となる取締役又は執行役員（以下「対象取締役等」という。）が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の全部について、譲渡制限期間の満了時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位をも任期

満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。なお、当社は、譲渡制限期間が満了した直後の時点又は割当契約に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、対象取締役等が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬等の付与時期や条件は、次のとおりです。

- ・基本報酬は、毎月支給する。
- ・賞与は毎年6月に支給する。
- ・譲渡制限付株式の払込みのための報酬は、譲渡制限付株式の割当て日に支給する。

へ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会及び監査等委員会であり、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、取締役（監査等委員である取締役を除く）は取締役会で報酬額を決定し、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議で報酬額を決定する事としています。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定については、株主総会が決定する取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額の限度内で、取締役全員の同意をもって報酬諮問委員会にその決定を委ねることができる事としており、これに基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬配分の具体的金額等の決定を報酬諮問委員会に委ねています。

委任した理由は、報酬の客観性、透明性を高めるとともに、コーポレートガバナンスを向上させるには、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会で決定する事が望ましいと判断したためです。

なお、報酬諮問委員会の委員は、次のとおりです。（2023年3月31日現在）

地位	氏名
監査等委員である取締役（社外取締役）	中矢 一也、東葎 葉子、五味 祐子
代表取締役 社長執行役員 CEO	栗山 年弘
取締役 常務執行役員 管理担当 CFO	小平 哲

取締役会は、当事業年度に係わる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や、決定方法が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職状況 (2023年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先	兼職の状況	当社との関係
取締役	隠樹 紀子	株式会社ディスコ	社外取締役	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	東葭 葉子	コクヨ株式会社 マブチモーター株式会社	社外監査役 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	五味 祐子	日本瓦斯株式会社 株式会社ローソン	社外監査役 社外監査役	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 藤江直文氏は、当社の車載ビジネスの受注戦略等について同氏の知見や経験に基づき意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしています。
- ・取締役 隠樹紀子氏は、元証券アナリストの専門的見地から当社の情報開示の在り方や開示資料に織り込むべき視点の反映などについて主導的な役割を果たしています。
- ・取締役（監査等委員）中矢一也氏は、これまでの企業経営経験者として培われた専門的見地から事業の妥当性や考慮すべき視点の反映について主導的な役割を果たしています。特に、当社の中長期的な成長にむけた事業計画に織り込むべき視点等について同氏の知見や経験に基づき主導的な役割を果たしています。
- ・取締役（監査等委員）東葭葉子氏は、公認会計士の専門的見地から、事業の収益計画の妥当性や財務・税務計画の在り方、潜在的な会計上のリスクの確認等について、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしています。
- ・取締役（監査等委員）五味祐子氏は、弁護士の専門的見地から法的妥当性の確認や内部統制/コンプライアンス視点での注意喚起、再発防止に向けた取り組み内容の精査などについて、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしています。

なお、各会議の出席状況は、次のとおりです。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	指名諮問委員会 出席状況	報酬諮問委員会 出席状況
取締役	藤江 直文	全12回中12回	－	全3回中3回	－
取締役	隠樹 紀子	全12回中12回	－	全3回中3回	－
取締役 (監査等委員)	中矢 一也	全12回中12回	全14回中14回	全3回中3回	全3回中3回
取締役 (監査等委員)	東葭 葉子	全12回中12回	全14回中14回	－	全3回中3回
取締役 (監査等委員)	五味 祐子	全12回中12回	全14回中14回	－	全3回中3回

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	150	－
連結子会社	29	－
計	180	－

(注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査

をしている事実

当社の重要な子会社のうち、以下に記載する7社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けています。

1. ALPS ALPINE EUROPE GmbH
2. ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.
3. ALPS (CHINA) CO., LTD.
4. NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
5. WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
6. ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.
7. ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置づけ、グループ経営規範（企業理念、経営姿勢、グループ倫理規範）、グループ経営規定を制定し、当社のグループ経営、コンプライアンス、及び環境保全についての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において決議した基本方針及び当該体制の運用実績の概要は、次のとおりです。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制
- (1) 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。
 - (2) 当社は、利害関係のない独立した社外取締役（以下「独立社外取締役」といいます。）の候補者を選定します。そして、独立社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選任基準を設定します。
 - (3) 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
 - (4) 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
 - (5) 当社は、子会社の取締役及び従業員の職務の執行の法令及び定款適合性を確保するために、子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

【運用状況の概要】

- ・ 当社は、グループ倫理規範を定めるとともに、それらの具体的内容を明確にした各種の社内規定を定め、役員及び従業員に対し、コンプライアンス教育などの社内教育によりその浸透を図っています。また、子会社などのグループ会社に対して、助言又は支援を行うとともに、コンプライアンスの推進や内部統制構築等に関する活動を支援しています。
- ・ 当社は、取締役会の諮問機関として、指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置しています。各諮問委員会の構成員は独立社外取締役が過半数を占め、委員長は独立社外取締役

が務めています。指名諮問委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役及び執行役員の候補者を選定して取締役会に答申しています。また、取締役会の決議により、監査等委員を除く取締役の報酬配分の具体的金額等の決定を報酬諮問委員会にて決定しています。

- ・ 2022年度は、取締役会を12回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会規則・細則に基づき、重要事項を審議・決定するとともに、各取締役・執行役員から業務執行の報告を受けました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、事前確認規定に基づき管理担当執行役員及びコンプライアンス担当部門による上程議案の事前確認も行っています。
2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理、並びに当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1) 当社は、文書管理の基本事項を社内規定に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理します。
- (2) 当社は、当社子会社の取締役等の職務執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・ 当社は、取締役会規則・細則並びに執行役員会規則・細則を定め、議事録の作成・保管その他取締役会及び執行役員会の運営等に係るルールを明確にするとともに、文書管理規定、情報管理規定及び秘密情報管理規定等に基づき、情報の管理を行っています。また、子会社より、経営管理規定に基づき、グループ経営上の重要事項について、報告を受けています。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
- (2)当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社子会社に対して当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。

【運用状況の概要】

- ・当社は、リスク管理の基本方針の下、リスク管理規定等の規定を定め、災害・事故・業務など経営に甚大な影響を及ぼすリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。
また、拠点及び拠点所在地域において、事業活動の停止及びその可能性がある事象が発生した際は、全社危機管理対策本部を設置し、中でも、サプライチェーンにおける重要な事象に対しては、全社危機管理対策本部内にサプライチェーン対策本部を設置して、対応方針、施策、計画の検討と決定を行います。
- ・当社子会社においては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備し、経営管理規定に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役会の重要な業務執行の一部を取締役に委任し、また、取締役から権限を委譲された執行役員が、業務執行を効率的かつ迅速に行います。職務の執行状況については、取締役及び執行役員が取締役会に定期的に報告を行うことにより、経営が効率的に行われる体制を構築します。
- (2)当社は、取締役会において中期経営計画、短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。
- (3)当社は、グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、当社子会社である各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、執行役員制を導入しており、営業、技術、生産、品質、管理等の機能ごとの責任者としてチーフオフィサーを設置しています。そして、取締役会から重要な業務執行の決定を委任された取締役が、チーフオフィサー及びその他機能ごとの担当執行役員に

対して、当社並びに各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるように指導、監督しています。また、機能別組織に加え、事業領域ごとに選任された事業担当執行役員が、担当事業の業績やリソース管理など、事業軸でのマネジメント責任を担い、事業の最適化と更なる成長に向けて取り組んでいます。

- ・ 社外取締役連絡会を四半期ごとに開催しており、独立社外取締役間の情報共有を図るとともに、各々の専門性を越えた意見交換の場として活用しています。
- ・ 当社では、3年ごとに中期経営計画を、毎年短期経営計画を策定し、取締役会にて審議・決定を行っています。これらの計画については、四半期ごとに経営計画会議を開催し、計画の進捗管理や見直しを行っています。また、取締役及び執行役員は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会及び執行役員会にて毎月報告しています。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
- (2) 当社は、グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。
- (3) 当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」といいます。）を整備し、通報窓口を定期的に周知します。
- (4) 当社の内部監査部門は、当社及び当社子会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、内部監査の結果を取締役会並びに監査等委員会及び会計監査人に報告します。
- (5) 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】

- ・当社は、グループ内における取引について、グループ会社価格基準に基づき、適正な取引を行っています。
- ・当社は、内部通報制度として倫理ホットラインを設置し、月に一度発行される社報や社内ポータルサイトで通報窓口等について社内への周知をしています。当社は、倫理ホットラインの運用状況について管理担当執行役員が定期的に取り締役に報告し、社内ポータルサイトにて当該年度の累計受付件数を掲載しています。
- ・内部監査部門は、中期及び年次の内部監査計画に基づき、当社の各部門・拠点並びに当社子会社に対する内部監査を実施しています。内部監査計画は事前に監査等委員会に報告しているほか、内部監査の結果は、監査終了後に取締役会と監査等委員会に報告しています。
- ・当社の監査等委員は、定期的に国内の子会社の社長や監査役等と面談（2022年度は6回）を行っています。また、海外子会社の社長等とは往査時に面談（2022年度は6社8拠点）を実施し、現地の状況や事業計画の遂行状況、課題等の把握、助言や提案、また、取締役会の他に関連部門に対してもフィードバックを行っています。なお、内部統制上の課題を認識した場合には、必要な改善要請を行って、是正に向けた全社的な取り組みにつなげています。

6. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ（以下「監査等委員会補助スタッフ」といいます。）を配置します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、相応の知識、能力、職務経験等を有する 監査等委員会補助スタッフ4名、兼任スタッフ1名を 配置しています。

7. 当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
- (2) 当社は、監査等委員会の同意等の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】

- ・ 当社では、監査等委員会補助スタッフは他の職務を兼任せず、監査等委員会の指揮命令下にあり、人事異動・考課は監査等委員会の同意等の下において実施しています。

8. 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

- (1) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役が監査等委員会へ報告を行います。
- (2) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口等への通報を通じて、直接又は間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・ 当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、監査等委員会に報告ができる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査等委員、独立社外取締役である監査等委員、コンプライアンス担当部門長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用、周知しています。

9. 当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役等が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告する体制を整備します。
- (2) 当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口等への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・国内の当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役・従業員等が当社の監査等委員会に報告できる体制として、倫理ホットライン制度等を運用・周知しています。
- ・主要な子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導しているほか、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当執行役員、及び監査等委員会に報告しています。

10. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告・通報したことを理由とした不利益な取扱いを社内規定等によって禁止します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、倫理ホットライン規定により、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査等委員は、経営計画会議等の重要な社内会議に出席するなど、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び随時に会合を行うこととします。
- (2) 監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、内部監査部門の監査に加え、監査等委員会の決議により外部の専門家を使用できることとします。
- (3) 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図るために、定期及び随時に会合を行うこととします。

【運用状況の概要】

- ・監査等委員は、取締役会や経営計画会議等の重要な会議に出席する他、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。
- ・監査等委員会の決議により外部の専門家を使用できることを監査等委員会監査等基準に明記し、監査等委員の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保するとともに、実際に支出した費用を監査等委員の請求に基づいて、償還しています。

② 財務報告の適正を確保するための体制

当社は内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係わる内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

③ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部門内に設置し、社内関係部門及び警察など外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、対応部門に対する社内研修を実施するなどの教育を併せて行っています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分は、連結業績をベースに、①株主への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保のこれら3つのバランスを考慮して決定することに加え、余剰資本や財務余力に応じて自己株式取得等の株主還元施策を採用することとしています。

そのうえで、2022年度から2024年度までの第2次中期経営計画期間においては、「安定配当＋業績連動」を重視、単年度25%もしくは20円の大きい基準で安定配当、3年累計(平均)35%の総還元性向を目標としています。

毎事業年度における剰余金の配当については、第2四半期末日を基準日とする中間配当と期末配当の年2回とし、その決定は、取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めています。ただし、当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。

当事業年度の配当については、上記方針のもと、業績の状況、経営環境等を勘案し、中間配当として1株当たり20円を実施、期末配当については20円とし、年間配当を40円と予定しています。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年10月28日 取締役会決議	4,109	20.00
2023年6月23日 定時株主総会決議 (予定)	4,109	20.00

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 流 動 資 産			I 流 動 負 債		
1. 現金及び預金		84,173	1. 支払手形及び買掛金		98,547
2. 受取手形及び売掛金		176,921	2. 短期借入金		77,209
3. 商品及び製品		83,548	3. 未払費用		16,183
4. 仕掛品		20,847	4. 未払法人税等		6,487
5. 原材料及び貯蔵品		61,029	5. 賞与引当金		8,939
6. その他		40,204	6. 役員賞与引当金		38
7. 貸倒引当金		△210	7. 製品保証引当金		9,377
流動資産合計		466,515	8. その他の引当金		46
II 固 定 資 産			9. その他		47,740
1. 有形固定資産			流動負債合計		264,570
(1) 建物及び構築物	126,858		II 固 定 負 債		
減価償却累計額及び減損損失累計額	△93,184	33,674	1. 長期借入金		44,728
(2) 機械装置及び運搬具	301,559		2. 繰延税金負債		8,140
減価償却累計額及び減損損失累計額	△245,730	55,828	3. 退職給付に係る負債		16,817
(3) 工具器具備品及び金型	159,212		4. 役員退職慰労引当金		79
減価償却累計額及び減損損失累計額	△140,639	18,572	5. 環境対策費用引当金		634
(4) 土地		20,432	6. その他		2,244
(5) 建設仮勘定		30,036	固定負債合計		72,644
有形固定資産合計		158,545	負 債 合 計		337,215
2. 無形固定資産		26,484	(純 資 産 の 部)		
3. 投資その他の資産			I 株 主 資 本		
(1) 投資有価証券		66,708	1. 資本金		38,730
(2) 繰延税金資産		7,040	2. 資本剰余金		124,206
(3) 退職給付に係る資産		118	3. 利益剰余金		222,385
(4) その他		11,603	4. 自己株式		△28,581
(5) 貸倒引当金		△19	株主資本合計		356,740
投資その他の資産合計		85,451	II その他の包括利益累計額		
固定資産合計		270,482	1. その他有価証券評価差額金		22,348
資 産 合 計		736,997	2. 土地再評価差額金		△496
			3. 為替換算調整勘定		29,129
			4. 退職給付に係る調整累計額		△9,611
			その他の包括利益累計額合計		41,370
			III 新 株 予 約 権		105
			IV 非 支 配 株 主 持 分		1,565
			純 資 産 合 計		399,782
			負 債 純 資 産 合 計		736,997

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2022年 4月 1 日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		933,114
II 売上原価		765,587
売 上 総 利 益		167,527
III 販売費及び一般管理費		133,931
営 業 利 益		33,595
IV 営業外収益		
1. 受取利息	833	
2. 受取配当金	804	
3. 持分法による投資利益	1,879	
4. その他	1,568	5,085
V 営業外費用		
1. 支払利息	1,231	
2. 為替差損	519	
3. 休止固定資産減価償却費	508	
4. 外国源泉税	561	
5. その他	919	3,740
経 常 利 益		34,940
VI 特別利益		
1. 固定資産売却益	95	
2. 投資有価証券売却益	707	
3. その他	44	847
VII 特別損失		
1. 固定資産除売却損	673	
2. 減損損失	5,600	
3. 投資有価証券評価損	1,355	
4. 特別退職金	1,321	
5. その他	24	8,975
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		26,812
法人税、住民税及び事業税	11,897	
法人税等調整額	1,935	13,833
当期純利益		12,979
非支配株主に帰属する当期純利益		1,508
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		11,470

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(参考情報)

【連結損益及び包括利益計算書】(監査対象外)

連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

売上高	933,114
売上原価	765,587
売上総利益	167,527
販売費及び一般管理費	133,931
営業利益	33,595
営業外収益	
受取利息	833
受取配当金	804
持分法による投資利益	1,879
その他	1,568
営業外収益合計	5,085
営業外費用	
支払利息	1,231
為替差損	519
休止固定資産減価償却費	508
外国源泉税	561
その他	919
営業外費用合計	3,740
経常利益	34,940
特別利益	
固定資産売却益	95
投資有価証券売却益	707
その他	44
特別利益合計	847
特別損失	
固定資産除売却損	673
減損損失	5,600
投資有価証券評価損	1,355
特別退職金	1,321
その他	24
特別損失合計	8,975
税金等調整前当期純利益	26,812
法人税、住民税及び事業税	11,897
法人税等調整額	1,935
法人税等合計	13,833
当期純利益	12,979
(内訳)	
親会社株主に帰属する当期純利益	11,470
非支配株主に帰属する当期純利益	1,508

その他の包括利益	
其他有価証券評価差額金	1,540
為替換算調整勘定	9,174
退職給付に係る調整額	△3,647
持分法適用会社に対する持分相当額	△240
その他の包括利益合計	<u>6,826</u>
包括利益	<u>19,805</u>
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	17,571
非支配株主に係る包括利益	2,233

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
1. 現金及び預金	22,029	1. 買掛金	93,024
2. 受取手形	1,235	2. 短期借入金	47,196
3. 売掛金	132,368	3. 1年内返済予定の長期借入金	32,500
4. 商品及び製品	20,093	4. リース債務	2
5. 仕掛品	7,095	5. 未払金	19,446
6. 原材料及び貯蔵品	12,592	6. 未払費用	7,433
7. 前渡金	932	7. 未払法人税等	263
8. 前払費用	1,962	8. 前受金	506
9. 未収入金	19,578	9. 預り金	123
10. 未収還付法人税等	924	10. 賞与引当金	5,860
11. 関係会社短期貸付金	7,085	11. 役員賞与引当金	32
12. その他	1,287	12. 製品保証引当金	2,240
流動資産合計	227,184	13. 棚卸資産損失引当金	39
II 固 定 資 産		14. その他	446
1. 有 形 固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	209,116
(1) 建物	17,598	II 固 定 負 債	
(2) 構築物	1,163	1. 長期借入金	42,500
(3) 機械及び装置	20,673	2. リース債務	5
(4) 車両運搬具	171	3. 長期未払金	133
(5) 工具、器具及び備品	3,262	4. 退職給付引当金	4,750
(6) 金型	4,168	5. 環境対策費用引当金	634
(7) 土地	19,191	6. 資産除去債務	608
(8) 建設仮勘定	12,170	7. その他	145
有形固定資産合計	78,397	固 定 負 債 合 計	48,777
2. 無 形 固 定 資 産		負 債 合 計	257,894
(1) 特許権	14	(純 資 産 の 部)	
(2) 借地権	236	I 株 主 資 本	
(3) 商標権	15	1. 資 本 本 金	38,730
(4) ソフトウェア	21,607	2. 資 本 剰 余 金	
(5) 電話加入権	38	資本準備金	99,993
(6) 施設利用権	2	その他資本剰余金	1,448
無形固定資産合計	21,914	資本剰余金合計	101,442
3. 投 資 そ の 他 の 資 産		3. 利 益 剰 余 金	
(1) 投資有価証券	7,771	その他利益剰余金	38,918
(2) 関係会社株式	51,020	繰越利益剰余金	38,918
(3) 関係会社出資金	15,393	その他利益剰余金合計	38,918
(4) 関係会社長期貸付金	3,114	利 益 剰 余 金 合 計	38,918
(5) 従業員に対する長期貸付金	82	自 己 株 式	△28,639
(6) 長期前払費用	1,314	株 主 資 本 合 計	150,451
(7) 前払年金費用	192	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
(8) 差入保証金	139	1. その他有価証券評価差額金	2,050
(9) 繰延税金資産	2,724	2. 土 地 再 評 価 差 額 金	△1,239
(10) その他	31	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	811
(11) 貸倒引当金	△17	III 新 株 予 約 権	105
投資その他の資産合計	81,766	純 資 産 合 計	151,368
固 定 資 産 合 計	182,078	負 債 純 資 産 合 計	409,262
資 産 合 計	409,262		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
I 売上高		580,801
II 売上原価		517,663
売 上 総 利 益		63,138
III 販売費及び一般管理費		76,449
営 業 損 失		13,311
IV 営業外収益		
1. 受取配当金	6,908	
2. その他	448	7,356
V 営業外費用		
1. 支払利息	743	
2. 為替差損	270	
3. 支払手数料	276	
4. 休止固定資産減価償却費	173	
5. 外国源泉税	507	
6. その他	187	2,159
経 常 損 失		8,113
VI 特別利益		
1. 関係会社清算益	12	
2. 固定資産売却益	21	
3. その他	0	34
VII 特別損失		
1. 減損損失	1,181	
2. 固定資産除売却損	522	
3. 投資有価証券評価損	1,356	
4. その他	15	3,076
税 引 前 当 期 純 損 失		11,155
法人税、住民税及び事業税	△1,882	
法人税等調整額	1,846	△35
当 期 純 損 失		11,120

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

アルプスアルパイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田島 一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 脇野 守
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルプスアルパイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

アルプスアルパイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田島一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 脇野守
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について子会社を含む取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の①及び②の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員及びEY新日本有限責任監査法人等から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し（オンライン形式含む）、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り（オンライン形式含む）、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役、執行役員の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

アルプスアルパイン株式会社 監査等委員会

監査等委員 中 矢 一 也 ㊟

常勤監査等委員 笹 尾 泰 夫 ㊟

監査等委員 河 原 田 陽 司 ㊟

監査等委員 東 葭 葉 子 ㊟

監査等委員 五 味 祐 子 ㊟

(注) 監査等委員 中矢 一也、東葭 葉子及び五味 祐子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(会場ご案内図)



<交通のご案内>

- ・電車でご来場の場合 東急池上線「雪が谷大塚駅」下車 徒歩約5分
五反田駅より8駅目(約12分)
蒲田駅より6駅目(約10分)
- ・バスでご来場の場合 東急バス「雪が谷バス停」下車 徒歩約5分
「蒲12」 田園調布駅(東急東横/目黒 各線) ⇄ 蒲田駅(JR京浜東北/東急池上/東急多摩川 各線)
「多摩01」 多摩川駅(東急東横/目黒/多摩川 各線) ⇄ 東京医療センター

※会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。